

国民健康保険・保険税のご案内

国保年金課 ☎(235)6368



・高額療養費の支給
同じ月内の医療費の自己負担分が高額になったとき、限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。

保険税の納付は資格を得た月から

国保税は、国保の資格を得た月の分から納める必要があります。加入の届け出が遅れた場合、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納める(遡及賦課)ことになり、速やかに手続きをしてください。



・入院時の食事代
入院時の食事代は一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

・出産一時金の支給
被保険者が出産したときに一律42万円が支給されます。

・葬祭費の支給
被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に一律5万円が支給されます。

国保の加入状況

市内での国保加入世帯数は2万639世帯(平成25年度年間平均値)。これは、市内全世帯の約39・6%にあたります。なお、一世帯あたりの被保険者数は1・74人となっています。

保険税の使い道

・療養の給付
病院などの窓口で加入者が支払う医療費の負担割合は1〜3割で、残りは国保が負担します。

こんな時には届け出を

加入、脱退をした時は、ともに14日以内に届け出をしてください。



〔加入時の例〕

- ・もともと国保加入者で、ほかの市区町村から転入してきたとき
- ・職場を辞めて、職場の健康保険から抜けたとき
- ・アルバイトなどの収入が多くなり、職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- ・子どもが生まれたとき

〔脱退時の例〕

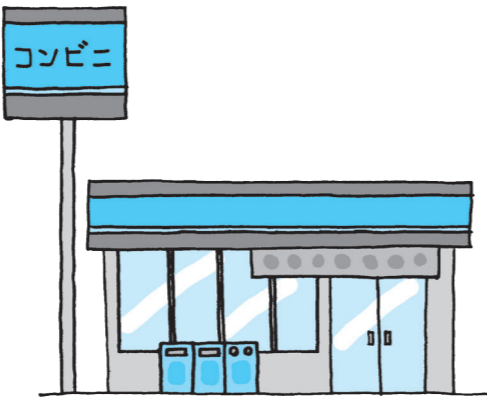
- ・他の市区町村に転出するとき
- ・就職などにより、職場の健康保険に加入したとき
- ・婚姻などにより、職場の健康保険の被扶養者になったとき
- ・被保険者が死亡したとき

保険税を滞納すると…

保険税の滞納が続くと、高額療養費の限度額認定を受けられない場合があります(70歳未満の場合)。督促後にも滞納が続く場合、通常の保険証より有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付され、財産の差し押さえなどの処分が行われる場合もあります。このような措置が取られても、保険税の納付義務はなくなりません。期限内納付にご協力をお願いします。

保険税の納め方

国保では、一人一人が被保険者になりますが、加入は世帯単位です。そのため、世帯主が国保に加入していても、世帯内に国保加入者がいる場合、納税義務のある世帯主に納税通知書が送られます。また、年齢によって納め方が



異なります。

納付は、口座振替やコンビニエンスストアでも可能です。詳細は、保険年金課へお問い合わせください。

・40歳未満の方
医療保険分と後期高齢者支援金を合わせて納付します。

介護保険分の負担はありません。

・40歳以上65歳未満の方
医療保険分と後期高齢者支援金、介護保険分を合わせて納めま

・65歳以上75歳未満の方
医療保険分と後期高齢者支援金を合わせた国保の保険税と、介護保険料を別々に納めます。

・75歳以上の方
国保から、後期高齢者医療制度に移行します。

10月からの保険証を送付します

国民健康保険証には有効期限があります。現在お使いの保険証の期限は、9月30日(火)です。10月からの保険証は、簡易書留郵便で世帯主宛てに送付しますので、お間違いのないよう、ご注意ください。

